

**東京都共同募金会**

**あきる野地区協力会会則**

## 東京都共同募金会あきる野地区協力会会則

(目的)

**第1条** 本会は、社会福祉法人東京都共同募金会が行う「国民たすけあい」の精神を基調とする共同募金運動に協力し、その推進及びその運営の適正を期することを目的とする。

(名称)

**第2条** 本会は、東京都共同募金会あきる野地区協力会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

**第3条** 本会は、事務所を東京都あきる野市平沢175番地4に置く。

(事業)

**第4条** 本会は、東京都あきる野地区における共同募金運動の推進を図るため、東京都共同募金会の定める諸計画に基づき、民意を十分に反映し、次の事業をおこなう。

- (1) 区域内における共同募金活動の実施
- (2) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (3) 関係組織との連絡調整
- (4) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

(構成)

**第5条** 本会は、共同募金地区協力委員（以下「地区協力委員」という）により構成する。

- 2 地区協力委員は、その地区内の町内会・自治会、民生（児童）委員、社会福祉団体、その他の団体の役員、学識経験者及びその他適当と認めるものの中から協力会長が委嘱する。
- 3 地区協力委員の数は、40名以内とする。

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名

- 2 役員は、地区協力委員をもって構成する地区協力委員会（以下「地区協力委員会」という。）において選任し、会長が委嘱する。

(代表者)

**第7条** 本会に会長1名、副会長2名及び常務理事1名を置く。

- 2 会長、副会長は、理事の互選による。
- 3 常務理事は、理事の中から会長が指名する。

(役員職務)

**第8条** 会長はこの会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受け、本会の常務を処理する。
- 4 監事は、事業並びに会計を監査し、理事会に報告する。

(役員任期)

**第9条** 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

**第10条** 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意により会長が委嘱する。

(会議等)

**第11条** 本会の業務は、理事をもって構成する理事会の決定によって行う。但し、予算、決算及び募金目標額の決定は地区協力委員会の決定を必要とする。

- 2 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 3 理事会の議事は、出席人数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 地区協力委員会は、過半数以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 5 地区協力委員会は、出席人数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 日常の軽易な業務は、会長が専決し、これを理事会に報告する。

(事務局)

**第12条** 本会の事務を処理するために事務局を置き、事務局長、会計責任者及び書記若干名を会長が任命する。

(会計)

**第13条** 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の諸経費は、東京都共同募金会からの交付金その他の収入をもって充てる。  
(委任)

**第14条** この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。